

新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の
中間報告等に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加

21安委決第15号
平成21年4月13日
原子力安全委員会決定

原子力安全委員会は、これまで「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（新耐震指針）等の内容に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の確認（以下「バックチェック」という。）に関し、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）における検討に際して必要な意見を述べてきた。

また、新耐震指針において、基準地震動 S_s の策定は、選定した検討用地震ごとに、応答スペクトルに基づく手法及び断層モデルを用いた手法によって実施することとされている。その際、震源が敷地に近く規模が大きい場合は、応答スペクトルに基づく手法の適用に注意が必要であることから、震源の破壊過程や敷地・敷地周辺の地震波伝播特性が反映できるなどの特徴を有する断層モデルによる地震動評価を重視することの重要性について、これまでも指摘してきたところである。

今般、当委員会は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所7号機及び北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機のバックチェックに係る保安院の評価結果についての見解を示したところである。

当委員会は、これらのバックチェックの検討過程等から、引き続き、保安院が中間報告等の確認を行うに当たり、これまで示してきた意見に加え、保安院に対して、応答スペクトルに基づく手法の適用に関して、以下の事項を対象となる事業者に指示することを求める。

- 応答スペクトルに基づく手法については、各種の距離減衰式に基づく手法に用いられている地震の規模・震源距離等から、各手法の適用条件、適用範囲を考慮して、評価を適切に行うこと。